

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十九年一月二十九日第十四―百三十号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和六年六月二十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 小松 克枝

第一号	取消番号
第一項第五号	指定の取消しに係る道路の種類
第十四日	指定の取消しの年月日
埼玉県南埼玉郡宮代町和戸五丁目二千五百五十一番二、二千五百五十二番三	指定の取消しに係る道路の位置
二十三・七七	指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
四・〇〇	指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)
建築基準法	
第四十二条	
令和六年六月	